

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間及び 48 年 1 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 47 年 3 月まで
② 昭和 48 年 1 月から 49 年 3 月まで

結婚前は、私が自分で国民年金保険料を納付していたものの、結婚直前の 2 年間ほどは未納のままであった。

昭和 44 年 12 月に A 市役所の職員が自宅に来られ、未納期間の国民年金保険料の納付を勧められたので、45 年 1 月に元夫が私の未納であった申立期間の国民年金保険料のすべてを納付してくれた。

その後も、元夫が私達夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたが、離婚後は自分で国民年金の住所変更手続きを行い、国民年金保険料の納付も続けてきた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 3 月に離婚後、国民年金の住所変更手続きを行うとともに、その後の国民年金保険料については自身が納付していたと供述しており、B 町役場が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録において、申立人が 52 年 10 月 15 日に A 市から転入したこと、及び 46 年 4 月から 52 年 9 月までの納付記録欄に「A 市にて検認済」と記載されていることが確認できることから、申立期間①のうち 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間及び申立期間②の国民年金保険料が納付されていることが認められる。

一方、申立期間①のうち昭和 43 年 4 月から 46 年 3 月までの期間については、申立人は、申立人の元夫が 45 年 1 月に申立人の結婚前の未納期間の国民年金保険料を納付するとともに、46 年 3 月に離婚するまでの期間の夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたと供述しているが、申立人の元夫が申立人

の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金保険料を納付していたとする元夫は既に死亡しており、当該期間における国民年金保険料の納付状況等は不明であり、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの期間及び48年1月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 56 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 56 年 1 月まで

申立期間中は個人事業を営んでおり、従業員は厚生年金保険に加入させていたが、私自身は厚生年金保険に加入できなかったため、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。

所得税の確定申告書には国民年金保険料の納付金額が記載してあるのに、申立期間の納付記録が無いことには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和 50 年から 55 年までの確定申告書（控）において、50 年の同申告書には、社会保険料控除額に国民健康保険料と国民年金保険料が合算されたと推認できる金額が記載されていること、及び 51 年から 55 年の同申告書の社会保険料控除額国民年金保険料欄に当該納付額と推認できる金額が記載されていることが確認でき、その金額はいずれも当時の国民年金保険料額とほぼ一致する。

また、当該申告書を作成した当時の税理士事務所の職員は、「申告書、領収書等は既に保管しておらず、当時の確定申告書作成状況の詳細は不明ではあるものの、申告書の国民年金保険料の記載に当たっては、領収書を基に作成したと記憶している。」と供述しているほか、当該申告書に記載されている国民健康保険料額は当時の最高限度額で申告されているなど、その作成状況には特に不自然さは見受けられず、当該申告書は適正な経理手続の下に作成されたものと考えられる。

さらに、申立期間のうち昭和 56 年 1 月については、社会保険庁の申立人に係る被保険者記録により、申立人は同年 2 月から厚生年金保険被保険者である

ことが確認できることから、同年分の確定申告書は存在しなかったと考えられ、申立人は、同年1月の国民年金保険料を引き続き納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとする認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 1 月から 48 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 48 年 9 月まで

国民年金制度の発足時に父親か母親のどちらかに私の国民年金の加入手続をしてもらい、加入後の国民年金保険料は自分で納めた。

結婚後の昭和 44 年 1 月に A 市に転居し、転居後に夫についても国民年金の加入手続をするとともに、夫の未納期間の国民年金保険料をまとめて納付した。

それ以降の夫婦の国民年金保険料は、私が納付書に現金を添えて郵便局か銀行で納めた。

結婚後の国民年金保険料は私が夫婦二人分を怠りなく納付していたので、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時に国民年金に加入後、共済組合員資格を取得する昭和 52 年 1 月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「結婚後、夫婦で A 市に転居し、夫の国民年金の加入手続をするとともに、夫の未納であった国民年金保険料はまとめて納付した。その後の国民年金保険料は夫婦一緒に私が納付してきた。」と供述しており、社会保険庁の被保険者記録により、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 10 月に払い出されていること、及び申立人の夫に係る特殊台帳により、44 年 4 月から 46 年 3 月までの夫の未納保険料は、第 2 回特例納付の実施時期である 49 年 4 月、同年 7 月、同年 8 月及び同年 10 月に分けて納付されていることが確認でき、申立人の供述は基本的に信用できるとともに、その当時、申

立人自身の未納を知りながら、未納期間保険料を納付しなかったとは考えにくく、申立期間の国民年金保険料についても、夫の未納保険料とともに特例納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年12月まで
② 昭和44年3月
③ 昭和44年10月から同年12月まで
④ 昭和46年5月から48年3月まで
⑤ 昭和48年4月から同年11月まで
⑥ 昭和55年8月
⑦ 昭和55年10月
⑧ 昭和59年4月

申立期間の国民年金保険料が未納とされている。しかし、申立期間①、②、④及び⑤の国民年金保険料は父が納付していた。

また、申立期間③、⑥、⑦及び⑧の保険料は、自分で国民年金の加入手続をして保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人が所持する国民年金手帳の昭和44年度国民年金印紙検認記録欄の10月から12月までの欄に「45.1.24A町」との検認印が押されているのが確認でき、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、昭和44年12月は厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであるから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

一方、申立期間①、②、④及び⑤については、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しており、申立人自身

は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①、②、⑤、⑥、⑦及び⑧については、国民年金の未加入期間であり、これらの6回に及ぶ国民年金加入手続の事務処理を複数の行政機関が誤ることは考え難い上、申立人に払い出されている2つの国民年金手帳記号番号のほかに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間⑥、⑦及び⑧については、申立人の妻も国民年金の強制加入期間であるが、国民年金への加入手続がされた記録は見当たらない。

加えて、申立期間①、②、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに当該申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月及び同年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月及び6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月
② 平成6年1月

私は、平成2年5月8日にA市役所へ入籍手続きを行った際に、係の人から未納となっている同年4月の国民年金保険料を請求され、納付した記憶がある。なお、同年5月11日に市役所に行ったとのメモがある。

また、平成6年2月3日にB市C区役所に行き国民年金の加入手続きをし、後日、国民年金保険料を納付した憶え^{おぼ}がある。同日に区役所に行ったとのメモがある。

市役所や区役所の指示に従って納付を行ってきたのに申立期間の2か月のみが未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が提出したメモ及び年金手帳により、申立人は、平成2年5月11日に、A市役所の窓口で国民年金第3号被保険者資格の取得手続きを行っていることが確認できる上、同手帳の国民年金の記録欄には、同年4月29日に第1号被保険者資格を取得、同年5月8日に同資格を喪失、同日に第3号被保険者資格を取得していることが記載されていることから、同市役所は、申立期間①の国民年金保険料を請求したと考えられ、申立人の供述内容に不自然な点は見られない。

また、申立人は、平成5年1月に、再度、第3号被保険者資格の取得手続きを行っているが、取得手続きの遅れによって生じた4年12月の国民年金保険料の未納期間については、適切に現年度納付を行っていることが確認できる。

さらに、申立期間②については、社会保険事務所のオンライン記録では、国民年金保険料が未納と記録されているが、B市の電子記録では、納付済みと

記録されており、行政側の記録管理に不備がうかがえる。

加えて、両申立期間は、それぞれ1か月と短期間であるとともに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続を適切に行うなど、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を昭和48年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月1日から同年10月1日まで

B大学は、A病院に6か月ごとに常勤医を派遣しており、私もその一人として選ばれて同病院に派遣され、健康保険証も発行してもらっていた。私の前後の常勤医に厚生年金保険の加入記録があるのに、私のみ記録が無いのはおかしい。

申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の婦長及び同僚の供述により、申立人が申立期間に申立事業所の常勤医として勤務していたと認められる。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の前任の常勤医6人のうち4人、後任の常勤医6人のうち5人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるとともに、申立人が申立事業所を退職した直後に就任した後任の常勤医は、昭和48年11月1日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、49年4月27日に同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、当時、B大学C研究室長を務めていた者は、「当時、6か月ごとに申立事業所に常勤医を派遣していたが、派遣する常勤医の勤務条件には変更は無く、申立人が厚生年金保険に加入しない特段の事情は見当たらない。」と供述している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同学年で、昭和 48 年 10 月に申立人の後任として就任した常勤医の標準報酬月額が同年 11 月から改定適用された標準報酬月額では 17 万円（32 級）とされていることから、改定直前の標準報酬月額の最高額である 13 万 4,000 円（第 33 級）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B 大学の理事長は既に死亡していることから供述を得ることができないものの、申立期間の被保険者名簿における健康保険の番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月1日から47年1月1日まで

年金記録を照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間前後において、同一事業主の下で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和46年11月の給与明細書、雇用保険の被保険者記録及び申立人が名前を挙げる複数の同僚の供述等から判断すると、申立人がB社及びその関連事業所に継続して勤務し（昭和46年11月1日に、B社から同社の関連会社として設立されたA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年11月の給与明細書における厚生年金保険料控除額及び47年1月の申立人に係る社会保険事務所の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険庁の記録によると、A社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和47年1月1日であるが、法人登記簿により、同事業所の法人としての登記が46年5月25日であることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録から確認できる同年11月1日における同被保険者数及び法人登記簿により確認できる役員数からみて、当該事業所は、同日において厚生年金

保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（後継事業所は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和24年5月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月5日から同年9月8日まで

私は、昭和24年5月にD社からA社C支店に転任した。D社は、A社の子会社であり、人事権は親会社のA社が持っていた。私は、A社から、D社において現場での経験を積むために派遣されていたものであり、申立期間については、失業していたわけではなく、おそらく同年4月末か同年5月上旬までにはA社C支店に移り、勤務していたはずである。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社本社人事総務部及び複数の同僚の供述並びに雇用保険の被保険者記録等から判断すると、申立人がA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和24年5月5日に、D社からA社C支店に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和24年9月の社会保険事務所の記録から、5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、B社本社は、「根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡厚生年金 事案 1034

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月1日から同年4月1日まで

A社B工場から同社C工場に転勤した時の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社が申立人に贈呈した30年勤続表彰状、公共職業安定所が保管している申立人に係る雇用保険被保険者記録及び同社厚生年金保険担当部からの回答から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年2月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が保管されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C鉱業所における資格喪失日は昭和35年1月22日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、標準報酬月額については、昭和20年10月から22年1月までは20円、同年2月から同年5月までは360円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは1,800円、同年5月から25年5月までは6,000円、同年6月から29年4月までは8,000円、同年5月から34年12月までは1万8,000円とすることが妥当である。

また、昭和24年3月7日に第3種被保険者資格を取得した記録を追加する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月10日から36年2月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無い旨の回答があった。A社C鉱業所に入社した当時は、兄弟が5人で、家族8人が父の収入だけでは生活が困難であったので、父が働いていた同事業所に入社した。このため、わずか7か月で辞めることなど父が許してくれなかったし、途中で退職することなく昭和36年2月ごろまで働いていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社C鉱業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できないなか、社会保険庁のオンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、申立人の同事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和20年3月22日、同喪失日は同年10月10日と記録されているものの、同取得日については、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者記号番号払出簿、申立人が提

出した厚生年金保険被保険者証並びにB社が保管する厚生年金台帳及び退職者鉱員名簿では、いずれも同年4月3日となっており、同喪失日については、上記の厚生年金台帳及び退職者鉱員名簿では、35年1月22日であることが確認できる。

また、A社C鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は管轄社会保険事務所の火災により焼失したため、同名簿の復元作業が行われたが、上記事情を踏まえると、同名簿の復元作業等に際して誤って記録された可能性が高いと考えられるところ、申立期間において多数の欠番が認められ、社会保険事務局では、名簿復元の詳細は不明と説明し、現在上記被保険者名簿を保管している社会保険事務所では、当時の記録復元に関する資料も残っていないと説明していることから、同社の被保険者の加入記録が完全に復元されているとは言い難いものとなっている。

さらに、B社は、保管する厚生年金台帳に記載がある者については、当該被保険者期間は厚生年金保険料を控除し、社会保険事務所に納付していたはずであると回答している。

一方、上述のとおり、B社が保管する厚生年金台帳及び退職者鉱員名簿に記載されている申立人の勤務期間は昭和20年4月3日から35年1月21日までであり、同年1月22日から36年2月までの期間については、申立人が勤務していたことについての同僚等の有力な供述は得られず、また、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る昭和20年10月10日の資格喪失に係る記録は有効なもの認められず、申立人の資格喪失日は35年1月22日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社C鉱業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人と同日に被保険者資格を取得した同僚の標準報酬等級の記録、及び同事業所に係る上記厚生年金台帳における申立人の標準報酬月額の記録から、昭和20年10月から22年1月までは20円、同年2月から同年5月までは360円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは1,800円、同年5月から25年5月までは6,000円、同年6月から29年4月までは8,000円、同年5月から34年12月までは1万8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は入社当初は別の仕事を行い、昭和24年3月から退職するまで坑内での仕事に従事するようになったと供述しており、申立人が名前を挙げた同僚で上記被保険者名簿により20年4月3日に被保険者資格を取得した記録が確認できる同僚は、申立人と同じD国民学校を卒業して同年4月に一緒に入社し、24年3月7日に坑内の仕事に移るまでは申立人と同じ仕事をしてい

たと供述しているところ、B社が保管する厚生年金台帳及び退職者鉱員名簿において、申立人が、同年3月7日付けで、被保険者資格を喪失するまでの間、第3種被保険者（坑内作業員）としての資格を取得していることが確認できることから、上記被保険者資格喪失日の記録を訂正するとともに、同年3月7日に第3種被保険者資格を取得した記録を追加する必要がある。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成2年10月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

また、平成2年3月から同年9月までの標準報酬月額が50万円であると認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を確認したところ、申立期間中に毎月50万円ほどの給料をもらっていたにもかかわらず、標準報酬月額は15万円になっていた。会社を辞めた後に訂正されたもので、自分としては全く事情を知る立場では無かったので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、平成2年9月末まで在籍していたにもかかわらず、同月が厚生年金保険の被保険者とされていないことも分かったので、同月を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録により、申立人は、平成2年9月30日に離職するまでA社に継続して勤務していることが認められるものの、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、A社は平成2年9月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理がなされているが、申立人を含む同僚11人の資格喪失日に係る処理が、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとされる同日から約7か月後の3年5月2日に行われていることが確認できるところ、その全員について、2年10月1日

の日付けで被保険者資格を喪失した旨の記録を同年9月30日にさかのぼって訂正されていることが確認でき、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、同事業所が適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、当初、申立人が主張する50万円と記録されていたにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日である平成2年9月30日から約7か月後の、上記資格喪失日に係る処理日と同日の3年5月2日付けで、2年3月1日にさかのぼって15万円に引き下げられていることが確認できる上、同様に、事業主及び事業主の娘である役員の二人についても、3年5月2日付けで標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

一方、法人登記の記録では、申立人は平成2年1月31日付けで取締役就任しているが、元年3月からB市に住所を有する申立人は、自身が役員になったことは知らないと申し立てており、同僚は、「申立人は、C支店長として、商品の販売や修理を担当していた。厚生年金保険の手続等は全て本社で行っており、申立人はそれに関連する業務に携わっていなかった。」と供述しているところ、オンライン記録によれば、A社は、本社だけが厚生年金保険の適用事業所とされており、申立人を含めた全従業員は全て本社において厚生年金保険に加入していることが確認できることから、C支店で勤務していた申立人が、本社における標準報酬月額の引き下げに関与する可能性は低いものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成2年9月30日に資格を喪失した旨の処理及び同年3月1日にさかのぼって標準報酬月額を引き下げる処理を行う合理的な理由はなく、当該両処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、当初のオンライン記録どおり、申立人の資格喪失日は同年10月1日であると認められ、また、申立人の同年3月から同年9月までの間の標準報酬月額は50万円であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和28年3月21日、資格喪失日に係る記録を同年10月15日とし、同年3月から同年9月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月21日から同年10月15日まで

昭和25年にA社D営業所に入社し、その後、技術研修のため、E事務所に勤務したが、当該事務所に勤務した28年3月21日から同年10月15日までの間が厚生年金保険の被保険者期間とされていない。

A社の社員として継続勤務しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録、B社が提出した人事カード及び退職金支給調書の記録並びに申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和28年3月21日にA社D営業所からE事務所を管轄する同社C支店へ異動し、同年10月15日に同社同支店から同社F営業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社D営業所における被保険者資格喪失時及び同社F営業所における資格取得時のいずれの標準報酬月額も8,000円であることから、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資料が無く不明であるとしているが、社会保険事務所が被保険

者資格の取得及び喪失の2回の機会にわたり処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への申立人に係る資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年3月から同年9月までの保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和54年2月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、32万円とすることが必要である。

- 2 申立人は、申立期間のうち、昭和54年2月28日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年2月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月26日から54年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社からB社へ異動した際の申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

B社はA社を吸収して設立されたものであり、B社に異動した後も継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 雇用保険被保険者記録、A社における当時の事業主の回答及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人は同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった昭和54年2月28日まで同事業所に継続して勤務し、同日にB社に異動したものと認められる。

一方、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が被保険者資格を取得した前後に被保険者資格を取得している175人のうち、資格取得後3か月以内に被保険者資格を喪失している104人を除く71人（申立人を含む。）について、その処理日を確認したところ、いずれも、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった後の昭和

54年4月2日に被保険者資格喪失日が申立期間の異なる日からさかのぼって訂正処理されており、かつ、同年1月及び同年2月に被保険者資格を取得している13人については、前述の処理日と同日に取消処理がなされているが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和53年10月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、A社が適用事業所に該当しなくなった54年2月28日であると認められる。

また、昭和53年10月から54年1月までの標準報酬月額については、申立人のA社における53年9月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

2 申立人はA社から関連会社であるB社に異動しているが、両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和54年4月1日に同事業所の被保険者資格を取得した59人のうち、申立人を含む35人はA社において被保険者資格を取得していたことが確認できる。

また、雇用保険被保険者記録、A社における当時の事業主の回答及び申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務していたものと認められる上、昭和54年2月28日にB社に異動した後の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和54年2月28日に適用事業所でなくなっており、その後勤務したとするB社は、同年4月1日から適用事業所となっているが、申立人の同僚の供述等によれば、B社は申立期間において5人以上の従業員を雇用しており、その業種からも、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、昭和54年2月及び同年3月における標準報酬月額については、申立人のB社における同年4月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、適用事業所の要件を備えていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年2月及び同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和30年2月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、D社）E支店における資格取得日に係る記録を昭和39年4月25日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和9年生
住所：

- 2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和30年1月5日から同年2月1日まで
② 昭和39年4月25日から同年5月1日まで
③ 平成11年5月28日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社、C社及びF社に勤務していた期間のうち、すべての申立期間における被保険者記録が無いとの回答があった。

これら事業所では申立期間を含め継続して勤務していたので、すべての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人の同僚の供述、B社の回答及び申立人の申立内容から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和30年2月1日にA社から同社G支店に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年12月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、雇用保険被保険者記録、D社が提出した社員台帳及び申立人の同僚の供述等から判断すると、申立人がC社に継続して勤務し（昭和39年4月25日にC社H支店から同社E支店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社E支店における昭和39年5月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社では不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間③については、社会保険庁の記録によれば、申立人のF社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成11年5月28日となっており、同事業所が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書においても、申立人は、同日に厚生年金保険被保険者資格を喪失（退職日は同年5月27日）していることが確認できる。

また、当該事業所が提出した給与台帳により、平成11年4月の厚生年金保険料は控除されているが、同年5月の保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人は申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 38 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 38 年 8 月まで

申立期間当時、父は、自宅で店を経営しており、次姉夫婦、三姉及び私は、店の手伝いをしていた。

店には町内会の役員が町費などと一緒に国民年金保険料についても集金に来ており、父は、家族全員の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付したと思う。

姉たちの国民年金保険料はすべて納付済みになっているのに、私の国民年金保険料だけが未納になっていることには納得がいかない。

姉たちも、自分たちの国民年金保険料を父が納付してしてくれたことは知らなかったと言っている。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 8 年 5 月から 9 月までの間に第 3 号被保険者の手続に伴い払い出されたことが推認でき、その時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付をしたとする父親は既に亡くなっており、保険料の納付状況等が不明であり、申立期間について納付済みとなっている申立人の姉二人からも、申立てを裏付ける供述は得られず、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和36年8月に結婚し、私の夫の職業はボーナスが無いので、夫婦二人の老後の生活のことを考えて国民年金に加入した。私が、夫婦二人の国民年金に関することをすべて行っており、保険料はまじめに納めていたはずだ。

申立期間の国民年金保険料が未納となっているのには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年8月に結婚した数か月後に申立人及びその夫の国民年金の加入手続をしたと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足時の同年4月1日にその夫の兄夫婦と連番で払い出されていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号は、41年12月1日に払い出されていることが確認でき、申立人の主張とは一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間の大部分の期間の国民年金保険料は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、当該払出簿により、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和41年11月15日に上記の手帳記号番号とは別の手帳記号番号として払い出されていることが確認でき、i) 納付日が確認できる46年4月から51年3月までの国民年金保険料は夫婦同一日に納付されていることから、当該手帳記号番号が払い出された以降の申立人及びその夫の国民年金保険料の納付は同一方法によるものと推認できること、ii) 申立期間のうち39年10月から40年3月までの国民年金保険料は申立人及びその夫のいずれも未納であること、iii) 同

年4月以降の国民年金保険料は申立人及びその夫のいずれも納付済みであることを踏まえると、申立人及びその夫は41年のほぼ同時期に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後に、いずれも40年4月にさかのぼって国民年金保険料を過年度納付するとともに、昭和41年度から現年度納付をしたと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間及び同年10月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和39年10月から40年3月まで

私は、昭和36年8月に結婚し、私の職業はボーナスが無いので、夫婦二人の老後の生活のことを考えて国民年金に加入した。私の妻が、夫婦二人の国民年金に関することをすべて行っており、保険料はまじめに納めていたはずだ。

申立期間の国民年金保険料が未納となっているのには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年8月に結婚した数か月後に、その妻が自身及び申立人の国民年金の加入手続をしたと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足時の同年4月1日に兄夫婦と連番で払い出されていること、及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、41年12月1日に払い出されていることが確認でき、申立人の主張とは一致しない。

また、申立人及びその兄夫婦に係る社会保険庁の被保険者記録により、申立期間①は申立人及びその兄夫婦のいずれも申請免除期間であること、並びに申立期間①直後の39年4月から同年9月までの期間は申立人及びその兄夫婦のいずれも納付済期間であることが確認でき、申立人は当該国民年金の加入手続及び申請免除についての記憶が明確でないこと、並びに申立人の国民年金手帳記号番号がその兄夫婦の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されていることを考慮すると、申立期間①については、申立人の兄夫婦が申立人の国民年金の加入手続及び申請免除手続を行ったものと考えられ、申立人の妻が申立人の

国民年金保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、当該払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 11 月 15 日に上記の手帳記号番号とは別の手帳記号番号として払い出されていることが確認でき、i) 納付日が確認できる 46 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料は夫婦同一日に納付されていることから、当該手帳記号番号が払い出された以降の申立人及びその妻の国民年金保険料の納付は同一方法によるものと推認できること、ii) 申立期間②の国民年金保険料は申立人及びその妻のいずれも未納の記録であること、iii) 40 年 4 月以降の国民年金保険料は申立人及びその妻のいずれも納付済みであることを踏まえると、申立人及びその妻は 41 年のほぼ同時期に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後に、いずれも 40 年 4 月にさかのぼって国民年金保険料を過年度納付するとともに、昭和 41 年度から現年度納付をしたと考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月

父は、昭和 61 年 6 月ごろ、国家資格の開業資格である「実地免除」講習の受講のために開催地に赴き、その際に A 区役所に行き、私の国民年金の加入手続をして、併せて国民年金保険料の申請免除手続をした。さらに、父は、私が 20 歳になった 54 年 6 月以降の国民年金保険料を納付したかったが、61 年 1 月まで学生だったので、国民年金制度上、同年 2 月までしか保険料をさかのぼって納付できないと説明を受け、申立期間の保険料を同区役所で納付したが、この保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が昭和 61 年 6 月ごろ、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたと主張しているところ、申立人の父親は同年 5 月 12 日から 15 日にかけて、B 連合会主催の「事務指定講座」を受講しており、社会保険庁の申立人に係る記録によると、申立人の国民年金加入手続は、同講座終了翌日の同年 5 月 16 日に行われたことが確認できる。

しかしながら、申立人の国民年金保険料を納付したとする父親は、納付したとする保険料額、領収書受領等の記憶が明確でなく、A 区役所で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているものの、同区役所においては過年度納付の国民年金保険料を収納することはできず、申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人の父親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、このほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 48 年 3 月まで

申立期間については、社会保険事務所からの連絡か、官報又は新聞紙上かよく記憶していないが、国民年金保険料が未納となっている期間の保険料を一括納付できることを知り、昭和 50 年以降に保険料を一括納付した記憶がある。数十万円を社会保険事務所に持参した。

平成 19 年 12 月 11 日付けのねんきん特別便で申立期間の保険料が未納となっていたため、社会保険事務所を訪問し、調査を依頼したが、確認できないとの回答をもらったので、改めて調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳及びA市B区役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の記録により、申立人が昭和 52 年 3 月 28 日に国民年金に加入したことが確認でき、この時点では、申立期間については、特例納付によってのみ国民年金保険料を納付できる期間であるところ、同記録から、申立人が 55 年 6 月 5 日に 36 年 4 月から 38 年 12 月までの国民年金保険料を特例納付したことは確認できるが、申立期間については、上記の被保険者台帳及び被保険者名簿のいずれにおいても、国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

また、i) 国民年金被保険者名簿の昭和 36 年度、37 年度及び 38 年度の欄に、「附 4 条 53. 9. 21」との押印があり、このことについて、A市B区役所は、「未納期間についての納付勧奨を行った日と考えられる。」との回答をしており、昭和 53 年 9 月 21 日に未納となっていた当該 3 か年度分の国民年金保険料について、納付勧奨が行われたと推認されること、ii) 特例納付の際に同席していた友人が、「未納とされている期間の国民年金保険料をすべて納付し

ないと将来年金を受け取れないと言って、納付を勧めた。」と供述しているが、55年6月時点において、未納とされている期間の国民年金保険料をすべて納付しないと年金を受け取れないという事実は無いこと、iii) 申立人は、特例納付に関して市役所に相談し、計算してもらったとしており、申立人の国民年金の受給資格期間が300月必要であるところ、36年4月から38年12月までの国民年金保険料を特例納付したことにより、申立人の60歳到達時点での国民年金保険料納付済期間が305月となることから、申立人が申立人の国民年金の受給資格を取得する範囲内で特例納付を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月から 38 年 1 月までの期間及び同年 4 月から 39 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月から 38 年 1 月まで
② 昭和 38 年 4 月から 39 年 2 月まで

私と妻の国民年金加入期間に保険料の申請免除期間があったため、昭和 47 年 3 月 21 日に妻の分と合わせて一括して国民年金保険料を追納した。

昭和 47 年当時は、会社勤めであったため、会社の同僚に過去の申請免除期間の国民年金保険料を妻の分と合わせて一括して追納したことを話した記憶がある。

しかし、国民年金保険料の納付記録を見ると、妻については、納付の記録があるが、私については納付の記録が全く無い。調査の上、納付記録を修正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市役所で申請免除期間の国民年金保険料を一括して追納したとしており、申立人が国民年金保険料を追納したとする場所に、当時、同市役所の国民年金担当窓口があったことは同市役所職員の供述等から推認できるものの、同市役所においては追納の国民年金保険料を収納することはできないことから、申立内容に不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、申請免除期間の国民年金保険料を妻の分と合わせて一括納付したと主張しているが、申立人には追納した金額、領収書等に関する記憶が無く、申立期間の国民年金保険料の追納状況が不明である上、A 市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人の妻の申請免除となっていた期間の国民年金保険料が一括して追納された記録は確認できるが、申立人の保険料が追納された記録は確認で

きず、申立人の妻の国民年金保険料が追納されていることが、申立期間の国民年金保険料が追納されていることを裏付けるものとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年10月から61年3月まで
国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっていることが判明した。申立期間については、A市B区役所の出張所の窓口で国民年金保険料を納付していた。
申立期間の国民年金保険料が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及びA市B区役所が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和58年10月6日に国民年金の被保険者資格を喪失し、61年4月1日に国民年金第3号被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料は納付することができなかつたものと考えられ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
昭和40年4月ごろに集金人の訪問を受け、自宅で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、同年4月から同年7月までの各月の4回に分けて現年度の国民年金保険料とは別に、集金人に納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年3月19日に払い出されていることが確認でき、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、市の集金人に勧められ昭和40年4月から同年7月までの各月に、当該月の国民年金保険料とは別に申立期間の国民年金保険料1年間分ずつを集金人に納付したと主張しているが、納付したとする1年間分の保険料額は当時の保険料額と相違している上、同年4月から同年7月までの期間は特例納付の実施期間ではなく、過年度納付の国民年金保険料は社会保険事務所で収納されるべきものであるので、集金人に国民年金保険料を納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 49 年 7 月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の当該保険料を納付した記録は確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、A町（現在は、B町）役場で納付書に現金を添えて納付した記憶があるため回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 11 月 25 日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間のうち 48 年 9 月までは時効により国民年金保険料を納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、昭和 51 年 9 月 29 日に過年度納付が可能であった、49 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料が未納である旨の連絡が申立人になされた記録が確認できることから、同連絡の時点では、申立期間のうち 49 年 7 月を除く期間は時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する申立人の記憶が明確でないなど、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 12 月 6 日に A 市 B 区から C 町に転入してきた。同年 12 月中旬に C 町役場から昭和 55 年度分の国民年金保険料の納入通知書が送られてきたので、同町役場に行き、すでに A 市 B 区で納付していた 55 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料の領収書を示すと同時に、同年 4 月から同年 8 月までは厚生年金保険にも加入していた旨を伝え還付請求をし、56 年 1 月ごろに国民年金保険料を還付してもらった記憶がある。しかし、社会保険事務所の記録では 54 年 7 月から 55 年 8 月までの国民年金保険料について還付したとなっている。

私は、昭和 54 年 7 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料について還付請求はしていないし、還付金を受け取ってはいないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の特殊台帳により、申立人の昭和 54 年 7 月から 55 年 8 月までの国民年金保険料について、56 年 1 月 17 日に還付決定が行われていることが確認できる上、C 町の国民年金被保険者名簿に「還付済 56. 1. 30」との記載が見られるところから、同年 1 月 30 日に社会保険事務所が申立人に当該還付金の支払いを行ったか、若しくは、同町に社会保険事務所から当該還付金の支払いの報告がなされたことが推認できるとともに、還付すべき額の計算や特殊台帳の国民年金保険料納付状況欄の還付に伴う記録の訂正等も適正に行われているなど、一連の記載内容に不合理な点は見当たらない。

また、申立期間を含む昭和 54 年 7 月から 55 年 8 月まで、申立人が厚生年金保険の被保険者であった事業所は 1 社のみであることから、社会保険事務所がこの期間の国民年金保険料の還付を分割して事務処理を行うとは考え難い上、

C町が発行した申立人の昭和 55 年度国民年金保険料納入通知書兼領収書にある「4月～8月厚生年金加入で還付手続」との記載は、同町としては、自らの権限が及ぶ現年度分の納付書に係る範囲の還付手続を行ったとして上記の記述をしたものと考えられ、ほかに申立人に対して国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 1377

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 48 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 48 年 5 月まで

最初に国民年金制度が出来た時から、友人の A さんに加入を勧められ、昭和 37 年ごろ、私が B 市役所で加入手続をしたような気がするが、定かではない。私が加入した時には、国民年金保険料の月額は数百円になっていたと思う。当時は夫の給与も安く、引っ越しが度重なり、子供が 3 人いて生活も苦しかったが、頑張って保険料を納めていたので、未納とされていることには納得できない。48 年 6 月に C 市 D 区に住所異動の手続をした際に交付を受けた年金手帳には「再交付」のゴム印が押されているので、それ以前に、国民年金に加入しているはずだ。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 6 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であり、申立人は国民年金の任意加入被保険者となるため、申立期間は制度上さかのぼって国民年金保険料を納めることができない期間である。

また、申立人が名前を挙げた友人から、「申立人に加入を勧めた時期は、私が加入した時期以降のことだった。」との供述を得ているところ、その友人は昭和 46 年 6 月 2 日に国民年金に任意加入していることが、社会保険庁のオンライン記録によって確認できる。

さらに、申立人は、申立人が現在所持している年金手帳は、昭和 48 年 6 月に C 市 D 区への異動手続をした際に再発行されたものだとしているが、同手帳の当初住所欄には 53 年 2 月に住居表示が変更された後の新住所が記載されていることから、同手帳は同年 2 月以降に再発行されたものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無い上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶は曖昧であり、ほかに申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間、42 年 1 月から同年 3 月までの期間、44 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 46 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 42 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 44 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 36 年ごろ、集金人が国民年金に加入しなければならないと言ってきたので、加入手続をした。加入手続をした 36 年 4 月から集金により保険料を納めていたが、集金人は市役所の人だと思う。住所を変更した後は、違う集金人が集金に来ていた。集金は 3 か月ごとであったと思う。夫は会社の経営を自宅で営んでいたもので、私は家を空けることはなく、また、子供が、35 年、37 年、40 年に生まれたので、子育てのためにも家にいなければならないことから、集金人へ国民年金保険料を納めないはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る国民年金手帳を資料として提出しているが、同手帳の国民年金印紙検認記録欄の申立期間①、②、③及び④は、保険料を納付した際に受ける検認印が押されていない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の夫についても、申立期間①、②、③及び④が申立人と同様に未納とされている上、申立人は、国民年金制度発足の昭和 36 年 4 月から集金人へ保険料を納付したとしているが、A 市において国民年金保険料の集金人制度が開始された時期は、38 年からであることが確認できる。

さらに、申立人がすべての申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができない。

福岡厚生年金 事案 1040

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月から 43 年 9 月まで
② 昭和 62 年 1 月から 63 年 12 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

両事業所では、個人対象の販売を担当しており、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 公共職業安定所の雇用保険記録によれば、申立期間①及び②のいずれの期間についても申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

2 申立期間①については、申立人は、申立期間当時、C市D区（現在は、同市E区）に所在する営業所に勤務していたとしており、社会保険事務所の記録により、A社F支店は、昭和 45 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該申立期間は新規適用以前の期間である上、社会保険事務所が保管する同支店を統括するA社G支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、同僚の供述が得られないほか、A社及びH社は、当時の関係資料を保管していないと回答しており、当時の人事記録等による勤務実態及び事業主による厚生年金保

除料控除の事実について確認することができない。

- 3 申立期間②については、申立人の申立内容及びB社における同僚の供述等により、勤務時期は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録では、申立人のB社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、社会保険庁の被保険者記録照会により、申立人は、当該申立期間に国民年金に加入していること、及び申立期間のうち昭和 62 年 1 月から 63 年 3 月までの期間については国民年金保険料の申請免除を行っていることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所に係る法人登記では、平成 10 年 10 月 19 日に破産廃止の登記がなされており、当時の事業主の連絡先が不明であることから、申立期間②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができないとともに、当該事業所に勤務し、一時期、同じ業務を行っていた同僚は、「申立人に係る記憶はあるが、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」、「申立人は、家庭への訪問販売員として勤務していたが、当時、訪問販売を担当した従業員については、歩合制による社員が多くいたことを記憶している。」と供述していることから、当該事業所では、従業員に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった可能性がうかがえる。

- 4 両申立期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成 9 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支払額に見合うそれよりも低く記録されている。当該期間の給与振込口座の記録（写し）を提出するので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する B 銀行の普通預金通帳の記録により、申立期間の平成 9 年 5 月から同年 8 月までの給与差引支給額（振込額）は各 42 万 9,573 円、同年 9 月の給与差引支給額は 42 万 9,063 円となっており、申立期間直後の同年 10 月から 10 年 1 月までの給与差引支給額は各 42 万 9,063 円、同年 2 月及び同年 3 月の給与差引支給額は各 44 万 6,493 円であることが確認でき、申立期間とそれ以後の期間の給与差引支給額は、ほとんど相違しない。

また、A社が保管する申立人に係る給与台帳により確認できる平成 10 年 1 月から同年 3 月までの期間の社会保険料控除額から算定される標準報酬月額は 50 万円であり、当該期間と申立期間の給与支給総額に大きな差異は無いことが推認されることから、当該期間の標準報酬月額と申立期間の標準報酬月額とは同額であることをうかがわせるものの、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間の標準報酬月額は、9 年 5 月及び同年 6 月が 32 万円、同年 7 月から同年 9 月までの期間は 17 万円であり、給与差引支給額から算定される額とは大きく相違している。

しかしながら、申立事業所は、申立期間に係る給与台帳を保管しておらず、申立人も給与明細書等の関連資料を所持していないことから、申立期間において給与支給総額に相当する金額の厚生年金保険料が事業主により控除されてい

たか否かを確認することができない。

さらに、申立事業所における事業主及び申立人の直属の部下で経理業務を担当した者は、いずれも「申立人は、申立期間当時、経理課長として同事業所の社会保険及び給与に係る事務全般を担当していた。」と供述していることに加え、申立人は、申立期間当時は総務経理の責任者であり、部下と二人で同業務を行っていたとしており、申立人が当該事業所の社会保険及び給与業務に関与していたものと認められる上、当該事業所に係る社会保険庁の記録により、平成9年5月に大幅な標準報酬月額の見直し改定となっている事例は、申立人の事例を除き認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から21年2月15日まで

昭和12年9月2日から21年2月14日まで、A社（現在は、B社）C所において勤務したことは、叔父の著書にも記載がある上、B社労政・人事担当のD氏にも同所に勤務していた事実を確認した。

したがって、厚生年金保険制度が適用された昭和17年6月1日から退職までの厚生年金保険被保険者記録が欠落していることになるので、調査の上、同記録を復活させてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと申し立てているA社C所は、申立人が昭和12年9月2日から21年2月14日まで同事業所に勤務していた旨を回答していることから、当該期間において勤務していたことは認められるものの、当該事業所では、厚生年金保険（当初は、労働者年金保険）制度開始以前から独自に年金事業を行っており、17年6月より前に入社した者については、E共済組合（現在は、F共済組合）に強制加入することとされており、申立人についても同共済組合に加入していたものと推認される。

また、昭和17年6月に労働者年金保険法の保険料徴収及び保険給付に関する規定が施行された際、E共済組合の組合員であった者は、労働者年金保険法適用除外申請を行うことにより、引き続き組合員の資格を有することができ、F共済組合は「この取扱いに例外は無かった。」と供述している上、同共済組合が管理する厚生年金保険法適用除外申請書の名簿に申立人の名前が確認できることから、申立人は、申立期間当時、引き続きE共済組合の組合員としての身分を有していたものと考えられる。

さらに、この取扱いは、昭和23年8月の厚生年金保険法改正によって廃止

されているが、その時点でA社C所に勤務していた者は厚生年金保険に移行し、17年6月1日にさかのぼって厚生年金保険の被保険者となっているが、一方、23年8月の時点で既に退職し、かつ、E共済組合の受給資格を満たしていない者は、厚生年金保険への移行は行われず、E共済組合から一時金の給付を受け、共済年金に関する清算を済ませているところ、申立人は、厚生年金保険被保険者への遡及適用^{そきゆう}が行われた同年には既に退職していることから、申立人についても同様に一時金の給付による清算手続が行われたものと考えられる。

加えて、当該事業所が管理する厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の記録は確認できず、同事業所は「申立人は、申立期間においてE共済組合に加入しており、厚生年金保険に加入していなかったため、申立てどおりの届出を行っていない。」と回答している。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてE共済組合の組合員であったと考えられ、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月から 52 年 3 月ごろまで
② 昭和 52 年 4 月ごろから 55 年 2 月まで

申立期間①については、A社B営業所において営業担当として勤務していた。

申立期間②については、上記事業所の支援の下、C市においてA社D営業所を開設し、営業所長として勤務していた。給与は歩合制であったが、厚生年金保険には加入していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C市及びE市のA社営業所長である同僚の供述から、申立人が申立期間①にA社B営業所において営業担当として勤務し、その後、申立期間②にC市において同社D営業所を開設し営業所長として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社及び同僚は、営業所は個人事業で厚生年金保険に加入していないと供述しているとともに、当該同僚自身が営んでいた営業所に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認できない上、A社B営業所長は既に死亡していることから、事業主による厚生年金保険料控除の事実についての供述を得ることができない。

また、社会保険庁の記録によれば、A社B営業所及び同社D営業所の厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

さらに、申立期間①及び②のいずれについても、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1044

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 43 年 5 月まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和 42 年 9 月から 43 年 5 月までの厚生年金保険の被保険者期間が無いことが分かった。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場（現在は、C社）作成の健康保険・保険証番号の追番台帳及び社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 42 年 3 月 28 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 9 月 21 日に同資格を喪失するとともに、43 年 5 月 15 日に同資格を再取得し、46 年 2 月 16 日に同資格を再喪失していることが確認できるが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、当該事業所における申立人の雇用保険被保険者の記録は、社会保険事務所の記録とおおむね一致している。

さらに、C社は、上記台帳のほかは保管しておらず、申立人が一人のみ名前を挙げる同僚（当該事業所の当時の事務担当者）は「当時、申立人が会社にいたような記憶はある。勤務形態としてフルタイムとパートの2種類があったのではないかと。社会保険の事務手続は本社で行っていたので、申立人の厚生年金保険の加入の有無等は分からない。」と供述し、また、当時の工場長からも「申立人を知らない。」との回答しか得られず、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年11月26日から27年8月10日まで
(A社)
② 昭和27年12月6日から28年4月5日まで
(B社)
③ 昭和28年5月1日から同年7月1日まで
(C社)
④ 昭和29年5月1日から同年6月9日まで
(D社)
⑤ 昭和31年3月31日から33年3月31日まで
(D社)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無かったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和26年11月25日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、社会保険事務所の記録によれば、同社は、申立人の資格喪失日と同日に、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、在籍していた従業員の全員が同日に同社における厚生年金保険被保険者資格を喪失している。

また、申立人が同僚として名前を挙げた3人のうち、聴取できた一人からは、申立人のA社における勤務は確認できたものの、申立期間①における勤務については確認できなかった。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先が確認できない

ことから、申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 2 申立期間②について、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和27年8月11日、同喪失日は同年12月5日とされており、申立人の申立期間②における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、B社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先が不明である上、申立人が同僚として名前を挙げた3人のうち二人は死亡し、残りの一人は所在が確認できず、被保険者名簿により名前が確認でき、申立期間において被保険者記録を有する同僚15人については死亡しているなどにより供述を得ることができないことから、申立期間②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人は、名前を挙げた上記同僚3人のうち二人と同時に退職したと申し立てているものの、両人の社会保険庁のオンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）による資格喪失日は、申立人が申立期間③の事業所における被保険者期間中又は被保険者資格喪失後となっており、当該同僚二人と同時に退職した事情はうかがえない。

- 3 申立期間③について、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和28年7月1日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立人の申立期間③における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、C社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主及び同社を紹介されたと申立人が申し立てている事業主の親族も死亡していることから、申立期間③における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、被保険者名簿により名前が確認できた同僚3人から聴取したところ、試用期間については明確な供述が得られなかったものの、当該3人が記憶する入社時期より厚生年金保険の被保険者資格取得時期が1か月から2か月程度遅くなっていることが確認でき、同社では、全員について入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

- 4 申立期間④について、社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和29年6月9日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立人の申立期間④における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によれば、D社は既に厚生年金保険の適用事

業所に該当しなくなっており、昭和 40 年代から当該事業所に勤務し後に代表取締役就任した者は、「当時の書類は一切無いが、自分が勤務し始めたころには 3 か月の試用期間があった。」と供述し、申立人が名前を挙げた同僚二人を含む 5 人のうち二人が 1 か月から 2 か月の試用期間があった旨を供述している。

さらに、試用期間があったと供述している同僚二人が記憶する入社時期より厚生年金保険の被保険者資格取得時期が少なくとも 1 か月程度遅くなっていることが確認でき、同社では、全員について入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

- 5 申立期間⑤について、社会保険事務所が保管する D 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から名前が確認できた、申立人が名前を挙げた同僚二人を含む同僚 6 人から聴取した結果、申立期間⑤の直前に同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚一人が、申立人と 2 年以上一緒に勤務した旨を供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間⑤においても、同社に勤務していた可能性は認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する D 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 31 年 3 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、資格喪失から約 1 か月後の同年 5 月 1 日に当該資格喪失を確認した旨の記載が確認できる。

また、申立人が申立期間⑤において継続して被保険者資格を有していれば、二度の標準報酬月額の時決定の機会があるにもかかわらず、時決定が行われた形跡は認められない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、D 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、上記 4 の代表取締役は、上記のとおり、当時の書類は一切無い旨を供述しており、申立期間⑤における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

- 6 申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 1046

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月21日から21年12月25日まで
② 昭和22年1月20日から23年11月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B事務所及びC社において工事に従事していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人がA社B事務所における同僚として名前を挙げた者二人の厚生年金保険被保険者記録が、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかしながら、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先が不明であるため照会することができない上、同事業所に勤務していた申立人の同僚3人に聴取したところ、うち二人は、「当時、現場作業員は請負で、正規

の工事従事者は正社員だったと思うが、申立人に係る記憶は無く、厚生年金保険の適用についても分からない。」、残りの一人は、「当時、多くの請負作業員が働いていたが、申立人に係る記憶は無く、厚生年金保険の適用についても分からない。」と供述しているほか、申立人が名前を挙げた同僚は申立期間より後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、同事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を一律に取得させていなかった可能性がうかがえる。

加えて、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務していたと主張しているC社については、社会保険事務所の記録によれば厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、当該事業所については、法人登記の記録も確認できず、当時の事業主及び同僚等の連絡先が不明であるため照会することができないことから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、D工事業協同組合においても、当時の資料は保管しておらず、当該事業所の所在等については確認できないと回答している。

さらに、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に事務員として勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張しているA社については、社会保険事務所の記録によれば、昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間における適用事業所としての記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立期間における申立人に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができない上、昭和 44 年 4 月 1 日に同事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員 3 人に聴取したところ、うち二人は、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の適用に関する情報については分からない。」、残りの一人は、「申立事業所については、短期間に退職する女性従業員が多かったが、申立人に係る記憶は無い。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

なお、当該事業所と名称が類似し、かつ、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であったB社の厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の厚

生年金保険被保険者記録は確認できない上、C県に本社があるD社では、申立期間当時、E市内に支店等は設置していないと回答している。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 10 月 1 日から 55 年 5 月 1 日まで
② 昭和 55 年 12 月 1 日から 57 年 11 月 1 日まで

A社に技能工として勤務していた申立期間①については、給与支給月額は20万円以上であったと記憶しており、申立期間②については、退職後に支給された雇用保険（基本手当）の支給額から計算すると、給与支給月額は25万円以上であると思われるが、社会保険庁の標準報酬月額に係る記録が給与支給月額より低くなっているため、両申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と社会保険庁の記録は一致している上、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

また、申立人が提出した預金通帳に記帳された公共職業安定所から振り込まれた基本手当支給額を基に給与支給月額を試算した結果、申立期間②における離職前の給与支給月額は、申立人が申し立てている給与支給月額とほぼ一致しているが、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、A社は、「当時の事業主は死亡し、申立期間の賃金台帳等も引き継いでおらず、申立ての事実を確認できないが、社会保険の事務手続は社会保険労務士が行っていたので適正に処理していたと思う。」と回答している上、

申立人の同僚の標準報酬月額を確認したところ、申立人とほぼ同様に推移しており、申立期間②における標準報酬月額を比較して見ると、同僚9人のうち申立人を含む二人が最高額となっているなど、申立人の標準報酬月額が特に不自然である事情はうかがえず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、両申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月30日から51年12月3日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。
継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格喪失日は昭和50年12月30日、被保険者資格の再取得日は51年12月3日となっており、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、公共職業安定所の記録によれば、申立人の当該事業所における雇用保険被保険者資格の喪失日及び再取得日は、社会保険事務所の記録と一致している上、申立人は、昭和50年12月29日に同事業所を離職（厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、離職日の翌日）後、雇用保険に係る基本手当を受給したことを示す支給番号が確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、当時の事業主に照会したところ、「時期は不明であるが、申立人が一度退職し、再就職したことを記憶している。会社は既に倒産しており、申立人に係る関係資料等は保存していないため、申立ての事実を確認できない。」と回答している上、同事業所に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「当時、私は社会保険事務を担当していたが、事務手続は適正に行っていた。申立人が途中退職したかどうかは分からない。」、「申立人が勤務していた記憶はあるが、勤務期間については不明であ

り、当時の厚生年金保険の適用に関する情報についても分からない。」と供述していることから、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 11 月 10 日から 13 年 1 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間のうち、平成 10 年 11 月から 11 年 7 月までの標準報酬月額は 20 万円、同年 8 月から 12 年 12 月までの標準報酬月額は 30 万円となっているが、A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間の給与月額は一貫して 40 万円であったので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社が保管する申立人に係る賃金台帳の記録から、申立人の申立期間における給与月額は、平成 10 年 11 月は 22 万 3,500 円、同年 12 月は 21 万 1,500 円、11 年 1 月は 21 万 500 円、同年 2 月及び同年 3 月は 20 万円、同年 4 月から 12 年 6 月までの期間は 40 万円、同年 7 月から同年 9 月までの期間は 32 万円、並びに同年 10 月から同年 12 月までの期間は 40 万円であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになるものであるが、申立人の場合、当該賃金台帳の記録から、申立期間において申立人の給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、平成 10 年 11 月から 12 年 7 月までの期間は 20 万円、同年 8 月から同年 12 月までの期間は 30 万円であることが確認できる。

また、当該事業所が保管する申立人に係る平成 11 年、12 年及び 13 年分の

「給与所得の源泉徴収票」の「社会保険料等の金額」欄に記載された金額と、当該賃金台帳に記載されたそれぞれの年の社会保険料の合計金額とが一致していることが確認できる。

さらに、当該事業所は、申立期間において申立人の実際の報酬月額よりも低額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していた理由について、「事務処理の誤りと考えられるが、その理由は不明である。」と回答している上、社会保険庁の記録によれば、申立人の標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間にその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年から 31 年までの約 12 か月
(A社)
② 昭和 31 年から 32 年までの約 12 か月
(B社)
③ 昭和 33 年 9 月から 35 年 4 月まで
(C社)

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、勤務したことのあるA社、B社、及びC社に係る加入記録が無い旨の回答であった。

A社には住込みの見習工として勤務し、また、B社にも見習工として勤務し、さらに、C社には職人の班長として住込みで勤務していた。いずれの事業所も厚生年金保険に加入していないとは考えられない。

厚生年金保険の加入期間が 13 か月不足していることで、老齢厚生年金保険が受給できないことほど残念なことはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は数人の同僚と写っている写真（裏面に「昭和 30 年 4 月 10 日D公園にて」と写真現像時に記載されたと思われる表示があるが、同僚の氏名は確認できない。）を所持しており、期間の特定及び事業所名称は確認できないものの、当時いずれかの事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張しているA社に関して、社会保険事務所が保管する厚生年金保険適用事業所名簿によれば、適用事業所としての記録は確認できない上、申立てに係る事実を確認できる関連資料等も無い。

2 申立期間②について、B社は社会保険事務所が保管する当該適用事業所名簿によれば、適用事業所としての記録は確認できない上、申立人は当該事業所に係る同僚等を記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料等も無い。

3 申立期間③について、社会保険庁の記録によれば、C社は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないものの、類似の名称の事業所での確認を行ったところ、E社が厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認でき、社会保険事務所が保管するE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が所持し、C社に勤務していた時に撮影したとする写真（昭和34年8月1日撮影）の同僚の名前が確認できること、及び当該名簿で確認できる二人の被保険者はE社がC社とお客様から呼ばれていたと供述していることから、申立人が申立期間③に勤務していたとする事業所は厚生年金保険の適用事業所であるE社であると推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。一方、同名簿において申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、E社は、社会保険事務所の記録によれば、昭和40年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立人の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、当該名簿により、昭和34年8月1日に撮影された写真に写っている同僚の一人は、35年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できること、別の同僚二人は厚生年金保険の被保険者記録は確認できないこと、及び当該写真に写っている同僚とは別の同僚二人は、入社年月日及び勤務期間からみて、すべての勤務期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いと供述していることから、E社は、すべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

4 申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで

A社については、3年6か月勤務したが、厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、同社に係る加入記録は昭和 36 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間である旨の回答であった。

A社を退職後すぐに公共職業安定所に失業給付の受給手続きをしたが、所定給付日数が 90 日分であったので、不審に思い同社に申し立てたところ、間もなく同社から実際に勤務した期間に相当する所定給付日数 180 日から失業給付の所定給付日数の差額分を補償してもらった。このことより、厚生年金保険についても雇用保険と同様に誤りがあると思われるので、記録の訂正を強く希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚等の供述により、申立期間において申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は昭和 36 年 2 月 1 日に厚生年保険被保険者資格を取得していることは確認できるものの、申立期間における被保険者記録は確認できない。

また、A社は、「申立人に係る当時の人事記録等を保管していないため、勤務の実態及び厚生年金保険料控除の事実について確認することはできないこと、及び当時の本工（正社員）のみ人事記録を保管していることから、申立人は臨時工であったと考えられ、臨時工は厚生年金保険に加入させない取扱いであった。」と回答している。

さらに、i) 当時の上司は、製造施設の新設工事の際の臨時工の本工（正

社員)への登用について、社会保険に加入しないため、本工(正社員)と比較して給与の高い臨時工のまま勤務することを希望した者が数人いたと供述していること、ii)同僚の一人は、臨時工で採用されてからしばらく勤務し、本工(正社員)になると同時に厚生年金保険に加入したと供述していること、iii)健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人より先に入社した同僚の被保険者資格取得日が、申立人の同取得日と同一であることが確認できることから、A社は、すべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。